

## 茨城県地域交通政策推進協議会バス対策分科会設置要綱

### (目的)

第1条 茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、バス対策分科会を設置する。

### (協議事項)

第2条 バス対策分科会は、協議会設置要綱第2条第4号から第6号に掲げる事項について協議を行う。

### (組織)

第3条 バス対策分科会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 バス対策分科会に分科会長を置く。
- 3 分科会長は、茨城県政策企画部交通政策課長をもって充てる。
- 4 分科会長は、バス対策分科会を代表し、会務を総理する。
- 5 分科会長に事故その他の理由により支障があるときは、分科会長が所属する団体の者の中から分科会長があらかじめ指名した者が、分科会長の職務を代理する。

### (会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、茨城県地域交通政策推進協議会長の指示若しくは協議の付託があった場合又は分科会長が必要に応じて招集し、分科会長が議長となる。

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 3 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

### (協議結果)

第5条 バス対策分科会において協議した結果は、茨城県地域交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）の協議結果とすることができる。

- 2 分科会長は、協議結果を協議会に報告するものとする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

別表（第3条関係）

茨城県地域交通政策推進協議会バス対策分科会構成員

団体等	役職名
茨城県	政策企画部交通政策課長
関係市町村	交通政策主管部（課）長
国土交通省関東運輸局	自動車交通部旅客第一課長
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送担当）
一般社団法人茨城県バス協会	専務理事
関係一般乗合旅客自動車運送事業者	取締役又は乗合担当部（課）長